

# 法雲寺永代供養墓使用規約

第一条 永代供養墓を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を受けなければならない。

第二条 火葬した人骨を粉骨し永代供養墓への合祀とする。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は永代供養墓の使用を認めない。

第四条 お預かりした遺骨・供養料は事情の如何を問わず返還しない。

第五条 宗教・宗派・国籍は問わないが、本堂・墓地・境内地での法要は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。

第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養を含む」を行う。  
※境内地につき他の僧侶等の入場・法要は認めない。

※御案内申し上げますので、希望の方はお申込み下さい。

第七条 永代供養料は 金 圓 / 一霊 とする。

第八条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。  
※納骨法要料・墓誌彫刻料は含まない。

電話番号	住所	施主名	故人名
		印	

令和 年 月 日 法雲寺永代供養墓の使用を承認する。

住所 埼玉県坂戸市多和田六三九 / 電話番号 〇四九一二八五―三七五〇

曹洞宗普門山法雲寺住職 杉谷大道 印